

アフタースクールの入所児童を募集

令和3年4月からのアフタースクールへの入所申込みについて、ご案内します。

■募集、入所について

□対象…次の①、②の両方を満たす児童

①放課後、保護者や同居の親族が、仕事や病気などの理由で、家庭において保育ができない

②次のA、Bのいずれかを満たす

A市内の小学校に在学、B特別支援学校に在学する1年生～6年生
※継続利用を希望する場合も、再度申込みが必要です。

□受付期間…10月19日(月)～30日(金)

※期間中の火曜日は、19時15分まで申込みを受け付けます。ただし、こども教育課以外へのお立ち寄りをご遠慮ください。

□臨時受付…10月25日(日) 8時30分～12時

市役所 1階 保険医療課前

利用開始月	申込期限	結果通知発送時期
5月	令和3年3月10日(水)	令和3年3月下旬
6月	令和3年4月9日(金)	令和3年4月下旬
7月	令和3年5月10日(月)	令和3年5月下旬
夏休み期間	令和3年5月31日(月)	令和3年6月下旬
9月	令和3年7月9日(金)	令和3年7月下旬
10月	令和3年8月10日(火)	令和3年8月下旬
11月	令和3年9月10日(金)	令和3年9月下旬
12月	令和3年10月8日(金)	令和3年10月下旬
令和4年1月	令和3年11月10日(水)	令和3年11月下旬
令和4年2月	令和3年12月10日(金)	令和3年12月下旬
令和4年3月	令和4年1月7日(金)	令和4年1月下旬

□必要書類…こども教育課、市内のアフタースクール・認定こども園・保育所・児童館等、市ホームページ

※①入所申込書、②勤務証明書など、保育の必要性を証明する書類(令和3年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者全員分)ただし、②の保育の必要性を証明する書類は、利用開始月から遡り3か月以内に発行されたものに限りま。また、4月入所(10月受付分)については、10月1日(木)以降に発行されたものに限りま。

□申込方法…こども教育課に郵送、持参

※郵送の場合は、10月30日(金)必着です。書留など、追跡可能な方法でお送りください。

■留意事項

□先着順ではありません。

□申込者が定員を超過した場合、入所できない場合があります。

□受付期間終了後も入所申込みを受け付けますが、期間中の申込みを優先します。

□障害がある、障害があると思われるなど、個別の対応が必要と思われる場合は、こども教育課にご相談ください。

□世帯構成員のいずれかの方が、市に納付すべき市税、その他市の債権に係る徴収金や保育料を滞納している場合は、入所できません。

問 こども未来部 こども教育課(庁舎4階) 担当：入江幸

☎43-0546 〒673-1493 加東市社50

市内施設一覧

□泉こども園(西垂水)

☎42-0100

□正覚坊こども園(上田)

☎42-2692

□東古瀬こども園(東古瀬)

☎42-1078

□三草こども園(上三草)

☎42-0677

□たきの愛児園(上滝野)

☎48-2090

□加茂こども園(北野)

☎48-5000

□河高こども園(河高)

☎48-2398

□高岡育児園(高岡)

☎48-2624

□東条こども園(掎鹿谷)

☎47-1601

□加東みらいこども園(山国)

☎42-4150

□米田こども園(上久米)

☎44-0101

□椿山保育園(山国)

☎42-6001

□秋津保育園(秋津)

☎47-0745

□さくら保育園(岡本)

☎46-0415

□鴨川保育園(平木)

☎45-0271

市外の認定こども園・
保育所等の利用を
希望する場合は…

市外の施設に新たに入所を希望する場合や、継続利用を希望する場合は、施設所在地の市区町村に申込期間等を確認のうえ、加東市こども教育課でお申し込みください。

■教育・保育給付認定の申請について

教育・保育給付認定の申請に必要な認定申請書は、入所申込時にご提出ください。提出いただいた内容に応じて、教育・保育給付認定と利用いただく施設を決定します。

3歳以上	保育の必要性あり	2号認定	認定こども園(保育利用)、または保育所
	保育を希望しない	1号認定	認定こども園(教育利用)、または幼稚園
3歳未満	保育の必要性あり	3号認定	認定こども園(保育利用)、または保育所
	保育を希望しない	地域子ども・子育て支援事業(一時預かりなど)をご利用ください ※市への申請は不要です。	

市が保育の必要性を認めると、教育・保育給付認定のうち、保育認定(2号、または3号認定)となり、認定こども園(保育利用)、または保育所を利用いただけます。保育認定を受けるには、市が定める保育が必要な理由(下記の①～⑨)のいずれかに該当する必要があります。

■保育が必要な理由

①1か月あたり48時間以上の就労、②妊娠・出産、③保護者の疾病・障害、④同居、または長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待・DV、⑨就労時から、既に2号、または3号認定を受け、認定こども園(保育利用)、保育所を利用しているお子さんがおり、育児休業中も継続利用が必要である場合

※市外の認定こども園、保育所、幼稚園の利用を希望する場合も、加東市の教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

保育所・認定こども園(保育利用)について

■入所申込みについて

□必要書類…こども教育課、市内の認定こども園・保育所・児童館等、市ホームページ

※①子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届、②利用申込書、③保育の必要性を証明する書類(就労証明書、または申立書)

□受付期間…10月19日(月)～30日(金)

※期間中の火曜日は、19時15分まで入所申込みを受け付けます。ただし、こども教育課以外へのお立ち寄りをご遠慮ください。

□臨時受付…10月25日(日) 8時30分～12時／市役所 1階 保険医療課前

□申込方法…こども教育課に郵送、持参

※郵送の場合は、10月30日(金)必着です。書留など、追跡可能な方法でお送りください。

■留意事項

□既に、市内の認定こども園(保育利用)、保育所を利用している場合は、その施設に利用をお申し込みいただけます。

□受付期間終了後も令和3年度の入所申込みを受け付けますが、受付期間中の申込みを優先します。

□入所希望者数が定員を超過した場合など、希望する認定こども園(保育利用)や保育所を利用いただけないことがあります。

□お子さんに障害があったり、アレルギーがあったりするなど、個別の対応が必要と思われる場合は、その旨を利用申込書に詳しく記入してください。

認定こども園(教育利用)について

■入所申込みについて

□必要書類…各認定こども園

※①子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届、②利用申込書(園によって様式が異なります。)

□受付期間 ①私立園…10月1日(木)から9日(金)までの間の9時～17時

※土曜日、日曜日を除きます。

②公立園…10月6日(火)から8日(木)までの間の9時～17時

□申込方法…利用を希望する認定こども園に持参

令和3年度の入所申込みについて、ご案内します。育児休業期間の満了などで、年度途中に入所を希望する場合もこの期間にお申し込みください。

問 こども未来部 こども教育課(庁舎4階) 担当：森本紗知 ☎43-0546 〒673-1493 加東市社50